

しっとく

知っ得♥消費生活ニュース

消えない警告画面！ パソコンがウイルスに感染した？

事例

パソコンでインターネットを利用中、突然「ウイルスに感染しています」と表示され警告音が鳴った。

慌てて画面に記載されていた問合せ先に電話をかけると、片言の日本語を話すオペレーターから「遠隔操作でウイルス駆除のサポートをする」と言われた。無料だと思っていたのに、サポート終了後に9万円を請求された。



回答

「ウイルスに感染した」等の偽の警告で不安をあまり、不要な契約へ誘導する手口です。これは特定のウェブサイトアクセス時に設定されたポップアップメッセージ等が表示されているだけなので、ウイルス感染していないと思われます。

対処法

- ☆相手に電話をかけてはいけません！慌てずにウェブサイトを閉じましょう。
- ☆警告画面が繰り返し表示されて閉じることができない場合は、パソコンの「タスクマネージャー」から対象となるブラウザを終了し、再起動をしましょう。
(詳しくは、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のサイトをご参照ください)
- ☆ウイルス感染が心配な場合は、お使いのセキュリティソフトのウイルススキャンで確認しましょう。
- ☆契約先が海外事業者の場合は、越境消費者センター(CCJ)に相談しましょう。

スプレー缶の事故に注意しましょう！

制汗剤、整髪剤、冷却スプレー、殺虫剤などのスプレー缶による事故が発生しています。

- 例) ・使用時に吸い込んで呼吸が苦しくなった。
・子どもが誤って目や口に噴射してしまった。
・廃棄するために穴を開けた際、近くの火に引火してやけどを負った。

取扱い時の注意

- ☆使用時は十分に喚起し、噴射時間及び距離を守る
- ☆ガスコンロなど火気のある場所で使用しない
- ☆子どもの手の届くところや高温になる場所（直射日光が当たる・暖房器具の近く等）に置かない
- ☆廃棄する際は、屋外の風通しのよい場所で中身を出し切りきり、穴をあけておく



お知らせ

～出前講座のご案内～

中部消費生活センターの巡回相談日であれば、無料です。（その他の日は、要相談）自治会や会合、高齢者の集まりなど、お気軽にご利用ください。



鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (10月・11月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。（事前予約制）

日時：10月 16日（金）

11月 20日（金）

13：30～15：00

場所：倉吉交流プラザ研修室

申込み・問合せ先：中部消費生活センター

☎0858-22-3000

【消費生活に関する相談窓口】

中部消費生活センター ☎0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時30分

月曜日・祝日の翌日 / 午前8時30分～午後5時（電話相談のみ）



「消費者ホットライン」 ☎188